

2025年5月号 No.155

## オフィス・ソメヤ通信

発行:社会保険労務士オフィス・ソメヤ  
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7  
第3瑞穂ビル 209号室  
TEL 03-6276-5651 e-mail info@office-someya.jp

### 令和7年度 厚生労働省関係の主な制度変更について

令和7年度がスタートしたところですが、さまざまな制度変更が行われ、新しい制度での行政の運営が本格化していきます。令和7年4月からの厚生労働省関係の制度変更にはどのようなものがあるのか？企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。

#### ◆令和7年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック

##### 【主な対象者：雇用保険の被保険者】

###### □高年齢雇用継続給付の給付率の引き下げ(\*)

- 高年齢雇用継続給付について、最大給付率を各月に支払われた賃金額の15%から10%に引き下げる。

###### □出生後休業支援給付の創設(\*)

- 子の出生後の一定期間内に両親がともに14日以上の育児休業を取得した場合に、既存の育児休業給付と合わせて休業開始前の手取り10割相当を支給する「出生後休業支援給付金」を受給できるようになる。

###### □育児時短就業給付の創設(\*)

- 子が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給する「育児時短就業給付金」を受給できるようになる。(\*)

(\*)これらの給付の支給申請書などは、原則として、事業主が提出することになります。企業としても、このような給付があることやその概要は知っておく必要があります。

##### 【主な対象者：すべての事業主と労働者】

###### □子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- 子の看護休暇の対象となる子の年齢を小学校3年生まで（改正前は小学校就学前）拡大し、取得事由を感染症に伴う学級閉鎖等に拡大等する。
- 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる子の年齢を小学校就学前まで（改正前は3歳未満）拡大する。

###### □介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主が介護休業や介護両立支援制度等に関する事項の周知と利用の意向確認を個別に行うことを義務付ける。
- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）で、労働者等への介護休業や介護両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。

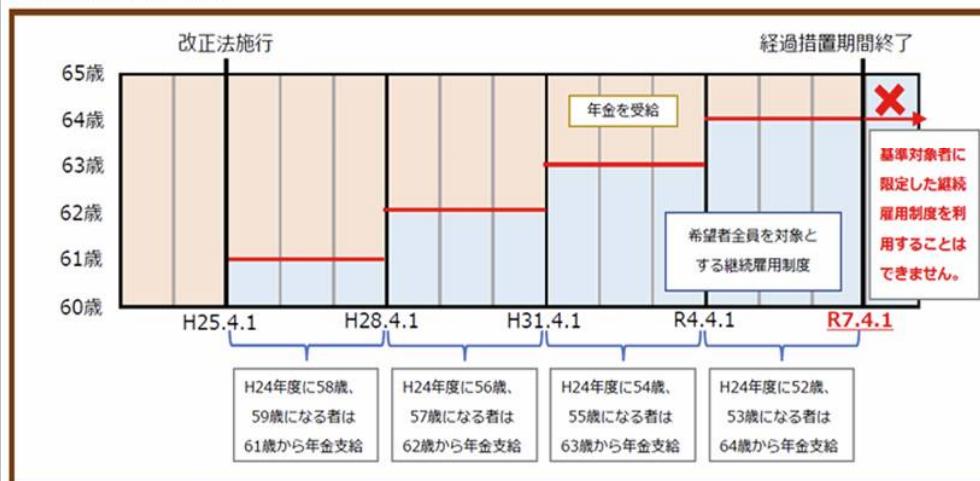
## 高年齢者雇用確保措置の経過措置が終了 対応はお済みですか？

高年齢者雇用確保措置の経過措置が、令和7年3月31日もって終了しました。厚生労働省では、次のようなリーフレットを作成し、必要な対応をとるように呼びかけています。

### ◆経過措置期間は令和7年3月31日までです(厚労省のリーフレット)

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

#### ■ 経過措置の流れ



2025(令和7)年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

★上記の経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を導入することにより、高年齢者雇用確保措置を講じていた事業主の皆さまは、同年4月1日以降は、別の措置により、高年齢者雇用確保措置を講じる必要があります。そして、経過措置終了前の就業規則において、経過措置終了後には希望者全員を65歳まで継続雇用する旨が定められている場合を除いては、就業規則の変更が必要となります。

ご不明な点がございましたら、気軽にお声掛けください。

【厚生労働省】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001244075.pdf>

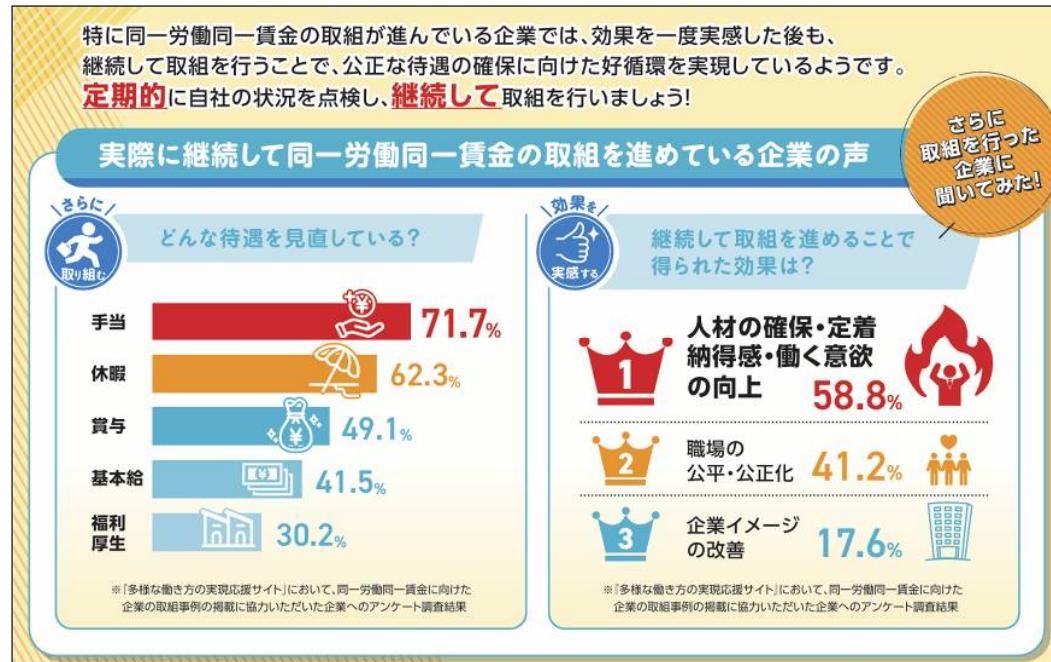
## 進めよう！同一労働同一賃金の取組 厚労省が呼びかけ

令和3年4月からパートタイム・有期雇用労働法が全面施行され、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消が求められています。

厚生労働省では、同一労働同一賃金に取り組んでいる企業の声（同一労働同一賃金に取り組むメリット等）を紹介したリーフレットを作成し、事業主の皆さんに、定期的に自社の状況を点検し、継続して取組を行うように呼びかけています。

そのリーフレットの一部を紹介します。

### ◆進めよう！同一労働同一賃金の取組（厚生労働省のリーフレット）の一部



☆定期的に自社の状況を点検し、継続して取組を行うことが重要ということです。

点検をどのように行うのか、どのような取組があるのかなどの基本的な内容も含め、ご不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。

## 編 集 後 記

ゴールデンウィーク真っ只中ですが、いかがお過ごしでしょうか。

ご旅行など行かれる方も多いいらっしゃるのではないかと思います。私は、混雑で大変な思いをした経験もあり、近場でのんびりと過ごす予定です。そして、明日が「開業記念日」ですので、毎年恒例の商売繁盛と八方除けの御祈祷に寒川神社へ参拝してきました。これまで4月の中旬頃に参拝していましたが、今年はゴールデンウィークに入ってしまい、神社も混雑していました。後半戦は、久しぶりに神社仏閣巡りをしようと思います。もちろん、ゴルフの練習も欠かしません。

では、素敵なお過ごしください。